

多賀城市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年7月19日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象部署
企画経営部
- 2 監査結果の報告日
令和4年5月24日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和4年6月10日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和4年5月12日
- 3 監査対象部署 税務課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	歳入調定決議票について、決裁が未決のものがあった。	課長の押印がなかった歳入調定決議票が1件あったため、令和4年5月12日に内容を確認して押印。課内で共有することで再発防止に努め、今後は決裁確認後に適切に保管する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類	定期監査
2 監査実施日	令和4年5月13日
3 監査対象部署	企画課 I C T推進室
4 措置内容	

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	時間外勤務手当の支給誤りがあった。	<p>過大支給となっていた時間外勤務手当については、令和4年5月18日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、手続きを完了した。</p> <p>時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は係員3名体制で行い、誤りを防止する。</p>
2	指導	(1) 契約事務について ア 納品後の検査を契約書に記載した期日を過ぎてから行っているものがあった。	<p>検査報告書を確認し、検査日に誤りがないことを確認したことから、令和4年5月16日に正しい納品日を記載した納品書を徴し、対応を完了した。</p> <p>今後は、納品があつてから速やかに検査を行うことを基本とし、再発防止に努めたい。</p>
3	指導	(1) 契約事務について イ 個人情報返却・廃棄届出書の提出がないものがあった。	<p>結果的に個人番号の取扱いはなかったことから、令和4年5月16日付けで検査報告書の備考欄にその旨を記載することで対応を完了した。</p> <p>今後は、個人番号の取扱いがないものについては、契約書作成の際に「個人情報取扱特記事項」を省略して作成することで再発を防止する。</p>
4	指導	(2) 歳出について 支出負担行為決議票について、会計規則に基づく事前審査を受けていないものがあった。	<p>事前審査の済印の押印漏れについては、会計課のルール上、遡っての押印はできないとのことから、対応完了とする。</p> <p>今後は、事前審査済印の押印漏れがないことを業務担当と庶務担当の2名でチェックを行い、再発を防止する。</p>
5	指導	(3) 時間外勤務命令簿について 所属長の押印がないものがあった。	<p>5/16付けで不足の押印について、押印を行った。</p> <p>今後は、職員それぞれ及び所属長で、毎日時間外勤務の有無を相互に確認するとともに、月末の勤務状況報告の際に、再確認するよう、申請漏れ、押印漏れのないよう、事務改善を図る。</p>
6	指導	(4) 合議について 副市長決裁の起案文書について、予算規則に基づく合議を受けていないものが見られた。	<p>令和4年5月16日付けで、市長公室長補佐（財政経営担当）であった職員に経緯を説明し、押印をもらい対応を完了した。</p> <p>今後は予算規則を再度確認し、財政課長の合議が必要な起案等について漏れないよう係全員が留意していくことで再発を防止する。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類	定期監査
2 監査実施日	令和4年5月16日
3 監査対象部署	財政課
4 措置内容	

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	(1) 契約事務について 業務委託契約について、契約書で定める期日を過ぎてから業務完了報告書が提出されているものがあった。	契約書で定める期日を過ぎてから提出された業務完了報告書について、5月16日契約業者と再確認をした。 今後は、期日内に業務完了報告書を提出するよう契約業者に指導するとともに、報告書等受領時には、期日内の提出か再確認を行い、再発防止のため、所属職員に今回の指摘事項とその対応について周知徹底した。
2	指導	(2) 歳出について 支出負担行為決議票について、会計規則に基づく事前審査を受けていないものがあった。	支出負担行為決議票について、事前審査を受けていないとされたものについては、会計課で事前審査をしたが押印漏れであったことを確認し5月16日に押印をした。 今後は、支出命令時に課長、係長及び担当者が再確認するとともに、再発防止のため、所属職員に今回の指摘事項とその対応について周知徹底した。
3	指導	(3) 時間外勤務命令簿について 所属長の押印がないものがあった。	所属長の押印がなかった時間外勤務命令簿については、5月16日に押印をした。 今後は、課長、係長及び庶務担当者が確認し、押印漏れを防止する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和4年5月18日
- 3 監査対象部署 市民文化創造課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	時間外勤務手当の支給誤りがあった。	<p>過少支給となっていた時間外勤務手当については、令和4年5月23日付けで修正を行い、6月21日に給与支給の際に追加支給となるよう手続きを完了した。</p> <p>今後は時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、複数の職員で確認を行うことで、誤りを防止する。</p>
2	指導	(1) 歳入調定決議票について 決裁月日が記載されていないものがあった。	<p>決裁月日の記載がなかった歳入調定決議書については、令和4年4月18日に確認し、決裁月日を記載した。</p> <p>課内で共有することで再発防止に努め、今後は決裁確認後に適切に保管する。</p>
3	指導	(2) 合議について 副市長決裁の起案文書について、予算規則に基づく合議を受けていないものが見られた。	<p>合議を受けていなかった起案文書については、令和4年5月18日に合議を受けた。</p> <p>課内で共有することで再発防止に努め、今後は決裁確認後に適切に保管する。今後はライン職が合議欄に必要な合議者の記載漏れがないかを確認し、担当者に指示・指導することを徹底することで、再発を防止する。</p>